

健感発 0726 第 12 号
令和 5 年 7 月 26 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の入院者数等の定点把握について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 5 年 5 月 8 日以降、COVID-19 患者の発生動向は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 14 条第 2 項の規定等に基づき、定点として指定された医療機関による届出をお願いしてきたところです。

今後、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定する COVID-19 の指定届出機関については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 7 条の規定を適用し、基幹定点として、COVID-19 の入院患者の届出を開始する予定です。

つきましては、円滑な対応のため、別添 1 「COVID-19 の入院基幹定点サーベイランスについて」及び別添 2 「COVID-19 の入院者数等の定点把握に係る QA」に従い、貴管内の各保健所、医療機関等との調整等を進めていただきますよう、お願い致します。